

G20 ソウル首脳会議の主要議題別成果

2010年11月12日
G20 首脳会議準備委員会

仮訳：ジェトロ ソウル・センター

I. Framework（強く持続可能な均衡成長のための協力体系）

1. ソウル首脳会議の成果

世界経済の強く持続可能な均衡成長のため、G20 の中期政策協力方向をまとめた「ソウルアクションプラン」を用意した。

- “政策共同歩調”、“実践指向”、“目標間均衡”という3大原則の下に
 - 財政、通貨・為替レート、金融、構造改革、貿易・開発など5政策分野にわたるG20の政策共同歩調と国別政策公約(commitments)で構成
- これはトロント首脳会議で用意された国家グループ別政策案を個別国家水準で具体的な政策公約へと発展させた。
 - (1) グローバル不均衡問題に体系的に対応できる大きな枠組みを用意
 - 赤字国と黒字国がともに為替レートだけでなく、可能なすべての政策手段を活用し、経常収支を持続可能な水準に維持
 - 過度なグローバル不均衡の可否を判断するため、さまざまな指標で構成されたガイドラインを用意することにした。
 - Framework ワーキンググループが、IMF など国際機関の技術的支援を受けて、ガイドラインを開発して、来年上半期中に財務長官と中央銀行総裁がその経過を議論する。
 - グローバル不均衡が過度であると評価される場合、相互評価プロセスの一環でその本質と根本原因を診断。
 - ガイドラインなどに基づいて、グローバル不均衡解消のための最初の相互評価を来年から着手することで合意。
 - (2) 為替レート政策の協力方向で合意
 - 為替レートが経済ファンダメンタルズを反映するよう、より市場決定的な為替レート制度を履行して、為替レートの柔軟性を向上させるとともに、競争的通貨切下げを自制。
 - 主要通貨発行国家含む先進国は、為替レートの過度な変動と無秩序な動きに対して注意する。
 - このような措置は、一部新興国が直面している過度な資本変動を緩和するうえで貢献する。
 - それにもかかわらず、過度な資本変動により、行き過ぎた調整負担を体験することになる新興国は制限的な場合*に限り、慎重に設計されたマクロ健全性規制を通じて対応することができる
 - * ①適正水準の外貨準備高を持っていて、②変動為替レート制下で為替レート切上げが深刻化する場合
 - (3) グローバル需要振興、雇用創出、グローバル再均衡、成長潜在力向上のための具体的な構造改革推進方向を用意。

* 商品市場、労働市場、税制改革、新成長動力など

○新成長動力の一環で、韓国が強調したグリーン成長と OECD が提起した革新政策を反映させた。

(4) 相互評価プロセス (MAP: Mutual Assessment Process) を拡大・発展

○相互評価プロセスでグローバル不均衡に対する評価、既存政策公約の履行の有無モニタリングなどを遂行する。

2. 成果に対する評価

(1) 世界経済が危機を越えてともに成長 (shared growth beyond crisis) するため世界経済の中期政策方向を提示。

○世界経済の統合と連携が深化している認識を土台に、G20 主導でこの1年間メンバー国で率直かつ深みのある相互評価プロセスを経て、総合的なアクションプランを用意。

○これは昨年ピッツバーグでスタートさせた協力体系 (Framework for strong, sustainable and balanced growth) の最初の成果として、

- G20 が政策共同歩調のための Framework の重要性を確認し、今後も持続発展させていくこととする契機になった。

(2) 国際協力の低下に対する憂慮を払拭させる契機

○世界経済は危機から抜け出したが、国別・地域別に異なる回復傾向を見せ、ソウル首脳会議を控えて G20 の政策共同歩調に対する懐疑論がおこった。

○今回の会議で首脳は政策共同歩調に対する意志を再確認し、意味のある合意を導き出した。

(3) 世界経済の主要課題に対して、韓国主導で合意を導き出すなど、議長国としてリーダーシップを発揮した。

○新興国で初めて開催される G20 首脳会議という点で、期待とともに憂慮も存在した。

○しかし、韓国主導の下に為替レート、資本変動、グローバル不均衡など主要課題に対して国際協力の合意を導き出した。

- 為替レートについては、先進国と新興国のかけ橋の役割を通じて、両者の意見でバランスが取れるよう反映された合意を引き出した。

(4) 特に韓国はグローバル不均衡問題解決のため新しいモメンタムを提供した。

○韓国は為替レートだけでなく、多様な政策手段を活用してグローバル不均衡問題に対応することを指摘し、米国と共に不均衡縮小という目標を提示した。

- これまで世界経済の主要危険要因の一つと指摘されてきたにもかかわらず、原因と解決案に対する国家間の意見の相違で進展が見られなかったグローバル不均衡問題に体系的に対応できる枠組みを用意することで合意した。

3. これまでの協議過程

(1) 政策案用意の段階(6~9月初め)

○韓国はトロント首脳会議直後、下半期 MAP の具体的な作業日程を作成し、メンバー国に提案

○8月末、各国が5大分野に対する中期政策方向(template)を提出

○光州財務次官会議(9月初め)で、相互評価プロセスの細部手続きに合意

(2) 政策案評価・分析段階(9月中)

○ワーキンググループで数回の会議、相互評価等を通じて個別国の相互評価を遂行

-韓国はメンバー国別に上・下半期 template に対する自己分析結果を整理した評価報告書を作成して、ワーキンググループ議長国に提供。

○IMF・世銀・OECD は各国 template 政策のマクロ経済的効果分析結果を二度にわたって G20 に提供。

(3) ソウルアクションプランの主要議題の発掘段階(9月中~10月初め)

○グローバルリバランシング(re-balancing) 方案をソウルアクションプランの核心課題として設定した。

-ピーターソン研究所合同コンファレンス(9月、ワシントン)、ワシントン財務次官会議(10月)等を契機に学界・政官界・国際機関の主要人物との面談を通じて、不均衡縮小案に関する意見を収斂させた。

-10月ワシントンワーキンググループ会議と財務次官会議で、経常収支不均衡解消のための強力な政策共同歩調の重要性が浮上

○次の段階で各国が提出した中期政策方向を土台に、経常収支目標に対する韓国のアイデアを具体化

○一方、韓国は MAP 制度化に関する Non-paper を作成して回覧することを提案(9月光州次官会議)

-韓国が草案を作成しカナダ、フランスの意見を反映して、“ソウル首脳会議以後の MAP” に対する3カ国共同 Non-paper を完成、10月の慶州財務長官会議に提出した。

(4) 主要国の意見収斂および説得段階(9~10月中)

○経常収支目標と関連した韓国提案を説明して、主要国(中国・ドイツ・米国・英国・フランスなど)に説得作業を行った。

-各レベルで数回の電話と面談実施

- ・9月企画財政部次官が主要国(米、ドイツ、フランス、ロシア)歴訪
- ・10月4~5日 ASEM 首脳会議で、李大統領が主要国首脳と議論
- ・企画調整団長と企画財政部次官補が中国訪問
- ・10月松島シェルパ会議、慶州財務相・次官会議で面談

○特定国が為替レートに傾いていた関心をグローバルな観点へと切替えるため新興国

と先進国の立場を反映させる努力をした。

-既存合意文を土台に仲裁案を用意、米国など主要国と数十回電話・Eメール等を通して文案を調整した。

(5) 慶州財務長官会議(10.22~23)

○韓国が米国と共同で経常収支目標を提案して、対外不均衡を評価するためガイドラインを用意することで合意。

-中国・ドイツなどの異見により二度にわたって合意文調整会議を開催し、財務長官会議終了直前に劇的に合意した。

○為替レート政策に対する3大政策共同歩調方向に対する合意を導出した。

(6) ソウル首脳会議まで

○韓国は対外不均衡に対するEUなどでの議論と主要国の意見を取りまとめ、ガイドラインの基本原則と日程などに対する具体的な文案を用意した。

○準備委員長が中国のワン・チサン副総理と面談、APEC財務長官会議で企画財政部長官・次官補が主要国要人と面談、シェルパの非公式接触等を通じて意見を事前調整。

○ソウル首脳会議当日、韓米、韓中首脳会談を通じて意見調整した。

○これを通じてグローバル不均衡解消のための大きな枠組みに合意した。

4. 国内および世界経済に及ぼす影響

(1) G20が政策共同歩調の意志を見せることによって、市場に信頼を植え付け、国際金融市場安定に貢献することと期待。

○これは小規模開放経済の韓国の経済安定にも多いに役立つ。

(2) 韓国は対外依存度が高い経済構造を持っているので、

○世界経済が競争的通貨切下げなど、保護貿易主義に走らないよう合意したので、韓国の経済成長に寄与する。

(3) G20政策共同歩調の効果は、危険要因が現実化される場合に比べ、世界経済の産出量は4兆ドル増加、5,200万人の雇用創出、9,000万人が貧困から脱出*できると予想

* トロント首脳会議でIMFとWorld Bankの分析結果

II. 金融規制改革

A. 新しい金融規制体系の構築

1. ソウル首脳会議成果

□ G20が最も精魂を込めて推進してきた銀行資本・流動性規制強化方案(Basel III)と体制的に重要な金融機関(SIFI: Systemically Important Financial Institutions)規制方案を用意

- ・銀行資本・流動性規制:普通株資本大幅増大(2%→7%)、緩衝資本・流動性基準・レバレッジ比率導入など
- ・SIFI 規制:①損失吸収能力強化、Global SIFI からまず適用、②監督強化、③整理体系構築(国際協力、living wills など)、④決済システムなど核心インフラ強化

2. 成果に対する評価

- (1)危機再発防止のため新しい金融規制体系(New Financial Regulatory Framework)の核心のBaselⅢとSIFI規制方案を仕上げた。
- 首脳は首脳宣言で新しい金融規制体系の核心要素(core elements)の用意を完了したことを宣言。
- (2)銀行資本・流動性規制:基準用意期間を短縮(2010 年末→ソウル首脳会議)し、ソウルで危機再発防止のための核心規制体系を用意した。
- 首脳は首脳宣言で銀行資本・流動性規制方案を銀行分野改革で、G20 が成し遂げた最も大きい成果と評価。
- (3) SIFI 規制:too-big-to-fail 問題解決の青写真提示
- 首脳は首脳宣言で、これ以上この問題で納税者負担があってはならないことを強調。

3. これまでの協議過程

(銀行資本・流動性規制)

(基準用意期間の短縮:2010 年末→2010 年 11 月ソウル首脳会議)

- ◇BCBS Nout Wellink 議長は、BaselⅢが仕上げられるようモメンタムを維持するうえで、G20 議長国・韓国のリーダーシップが重要な役割をしたと感謝を表明
- * 10 月 19 日 BCBS(バーゼル銀行監視委員会)ソウル会議後の記者ブリーフィング
- “the strong Korean leadership of the G20, which has been critical to maintaining the Committee’s momentum in completing its comprehensive package in a timely manner”
- (1)2009 年 11 月、G20 首脳会議準備委員会スタート後、韓国は銀行資本・流動性規制方案(BaselⅢ)をソウル首脳会議までに終えることを主要目標の一つに設定した。
- (2)しかし、基準用意期間の短縮は難しい課題だった。
- BaselⅠがBaselⅡに改正されるのに約8年必要とされた点を考慮すると、多数の国が2010年末までBaselⅢを完了することも遠大な目標(ambitious goal)と言及した。
- (3)にもかかわらず、韓国は基準用意期間の短縮のため多方面で努力を持続した。
- ①基準用意を担当しているBCBSと面談、コンファレンスコール等を通じて履行状況を点検して、ソウル首脳会議まで完了の必要性を提示した。
- ②2010年2月仁川の財務次官・中央銀行副総裁会議から始め、4月(ワシントン)、6月

釜山の財務長官・中央銀行総裁会議、その他関連フォーラムなどでソウル首脳会議までに完了する必要性を積極的に提示した。

- ③特に李明博大統領は、トロント首脳会議で危機再発防止のためより強い金融システム構築の必要性を強調して、首脳がこれに対する明確なメッセージを市場に伝達するためソウル首脳会議まで基準が完了することを強調した。
- (4) その結果 6 月のトロント首脳会議で、銀行資本・流動性規制案をソウル首脳会議までに終えることで基準用意期間を短縮した。

(SIFI 規制)

◇Mario Draghi FSB 議長は、金融規制改革課題が決まった期限内に仕上げられるよう支援した G20 議長国として韓国の役割に感謝を表明

* 10. 20 日 FSB ソウル総会后記者ブリーフィング時

“The FSB expressed its appreciation for Korea’s support as the G20 Chair for the FSB’s reform work and its completion within the time frame set by G20 Leaders”

(1) 今年上半期までは SIFI 規制議論に大きい進展がなかった。

○多くの議論があったが、意見が多様で議論範囲も広範囲で、具体的な方案用意には至っていなかった。

(2) 韓国は 3 月から FSB と数回コンファレンスコールを実施して、進行状況を点検して具体化された方案用意を促した。

○特に 6 月釜山の財務長官・中央銀行総裁会議で、具体化された方案用意の必要性と議論の範囲、具体化方向などを提示した。

(3) トロント首脳会議に提出された SIFI 規制に対する中間報告書は、議論の範囲と方向で進展。

○この時点から韓国はソウル首脳会議まで具体化された SIFI 規制方案用意が可能だと展望して、関連作業を一層促した。

(4) 10 月 20 日ソウルで開催された FSB 総会で、ソウル首脳会議に提出する SIFI 規制方案報告書を完了。

4. 国内および世界経済に及ぼす影響

(銀行資本・流動性規制)

(1) 資本比率増加に伴う貸出し縮小で GDP が減少するか、金融危機発生の確率減少による便益を考慮すると便益は増大

○資本比率 1%p 増加: GDP 0.19%下落*、危機発生確率減少による便益は GDP の約 1.4%** (純便益は年間 GDP の約 1.2%水準)

* FSB と BCBS のマクロ経済影響評価報告書

**** BCBS の長期影響評価報告書**

- (2) 銀行資本・流動性規制強化による貸出し縮小で実物経済の行き過ぎた萎縮の可能性に対する恐れがあるが、
- 履行期間を十分に付与することによって、急激な貸出し減少や実物経済の過度な萎縮の可能性は制限的。
- (3) 特に韓国の場合、相対的に強い規制体系を維持し、銀行の資本保有量も良好で、国内銀行および実物に及ぼす影響は制限的であると展望される。

(SIFI 規制)

- (1) SIFI 規制方案が用意されることによって、Global SIFI に対して優先的に追加資本賦課など損失吸収能力をより強化することで、世界的大銀行に影響が及ぶと予想。
- (2) 確定したことはないが、韓国の銀行の場合、世界的大銀行に比べて小さい規模であり、Global SIFI に該当する銀行は殆どないと展望。

B. 新しい課題の議題化

1. ソウル首脳会議の成果

- マクロ健全性政策体系、新興国観点の規制改革など新しい課題を議題化
- 課題別に具体的な議論の範囲を設定して、国際機関に具体的な任務を付与した。
- 特に過度な資本輸出入にともなう影響緩和、外国為替リスク管理、外国銀行支店規制・監督強化、貿易金融など韓国ほか新興国が多くに関心を持っている課題を具体的に明示した。

2. 成果に対する評価

- (1) 新しい課題を議題化することによって韓国のリーダーシップを発揮
- 2008年11月ワシントンで推進することにした金融規制改革課題の大部分がソウル首脳会議で仕上げられたが、真のグローバル金融システムの安全性確保のため必要な課題を発掘して議題化した。
- (2) 先進国中心の議論(議題設定)を新興国の関心事へと転換
- 韓国を含む新興国が多くに関心を持っている課題*の議題化は非 G8 最初の G20 議長国として、先進国と新興国のかけ橋の役割の具体的な成果である。
 - * 過度な資本輸出入に伴う影響緩和、外国為替リスク管理、外国銀行支店規制・監督力強化、貿易金融など
- 新興国の先進国と同等な立場で、グローバル金融システムの方向を議論できる契機を用意した。
- (3) 特に新興国コンファレンス等を通じて、韓国の金融危機克服経験など同課題と関連

した韓国の経験を国際的に共有した。

3. これまでの協議過程

- (1) 2009年11月G20首脳会議準備委員会スタート直後、新興国の観点の規制改革とマクロ健全性政策体系構築をソウル首脳会議で議題化することを目標に設定。
 - 今年1月にはFSB総会にG20議長国として、同課題の推進に関する韓国の立場を説明。
- (2) 2009年12月から同課題を議題化準備するなど事前準備に万全を期した。
 - G20準備委員会、金融委員会、韓国銀行、金融監督院、専門家などでT/Fを構成してbackground paper作成、新興国コンファレンス計画樹立などを推進。
 - 上半期中ほとんど毎週T/Fを開催して、新しい課題の議題化作業を推進する一方、金融規制課題の議論の現状などを点検した。
- (3) G20での具体的な議題化議論の開始を下半期に設定した。
 - トロント首脳会議までは銀行資本・流動性規制強化方案の用意期間短縮およびSIFI規制方案など既存課題仕上げに重点。
 - * トロント首脳会議で銀行資本・流動性規制方案の用意期間が短縮されて、SIFI規制方案が具体化されるなど、新しい課題を提起する契機が用意
- (4) 李明博大統領は7月、シェルパ会議で議長国として先進国と新興国の仲裁者としての役割を強調し、韓国は新興国の観点の規制改革推進など新しい課題議論の具体化を本格的に進めた。
- (5) 今年9月の光州財務次官・中央銀行副総裁会議直前、FSBと共同で新興国の観点から規制改革コンファレンスを開催(約70カ国約500人出席)した。
 - 同コンファレンスを契機に、新興国の観点からの規制改革とマクロ健全性政策体系構築と関連した韓国の経験を共有して、具体的な議論の必要性に対する国際的な共感を形成した。
- (6) 今年9月の光州財務次官会議と10月の慶州財務長官・中央銀行総裁会議で同課題に対する議題化の必要性を会議資料のイシューノート(issue note)を通じて提示した。
 - 同イシューノートに対してさまざまな国が高い評価。
- (7) また、10月初め同課題の議論の必要性と具体的な議論範囲、今後の計画などに対する非公式報告書(non paper)を作成して、G20および国際機関に回覧するなど議題化を強力に推進した。
 - FSB、IMFなども積極的に支持
- (8) 消極的な立場の国もあったが10月の慶州財務長官・中央銀行総裁会議で積極的支持を通じてソウル首脳会議で議題化することに合意した。
- (9) ソウル首脳会議では、マクロ健全性政策体系と新興国の観点の規制改革を具体化するため過度な資本輸出入、外国為替リスク管理、外国銀行支店規制・監督強化などの細部課題を推進することで合意した。

○特にブラジル、アルゼンチン、南アフリカ、トルコなど新興国の積極的な支持があり、新興国が同議論を主導した。

4. 国内および世界経済に及ぼす影響

□同課題に対する国際基準・原則が用意される場合、グローバル金融システム安定の枠組みが構築され、個別の国はより多様な政策手段を通じて、金融システムの安定企画が可能。

○特に新興国経済の不安要因の資本輸出入、外国為替リスク、外国銀行支店関連問題を解決できる契機を用意した。

<参考：ソウル首脳会議で採択したFSB SIFI 勧告事項主要内容>

1. 政策体系(policy framework)

(1)SIFI と G-SIFI (Global SIFI) の区分

○各国は国内 SIFI の大銀行を潰せない問題解決のため政策を用意するものの、国際的に重要な SIFI は G-SIFI で別途指定して強い規制を課する。

(2)SIFI に対する一般的政策体系:G-SIFI を含むすべての SIFI に対して、以下の政策手段を適切に組み合わせて適用。

①損失吸収能力強化:追加資本賦課(capital surcharge)、条件付き資本(contingent capital)または Bail-in*を活用

* 銀行の財務構造が悪化する場合、銀行債など債券の一定部分を減額したり、資本に切替える方案

-同方案の相関関係を考慮した適切な組み合わせを通じて、SIFI が発生させる危険に似合う損失吸収能力を確保

-同方案は G-SIFI に優先的(initially)、義務的に適用

②不健全化時整理の可能性向上:

i)各国の整理体系(resolution regime)強化

-各国整理当局の権限強化、Bail-inなどを活用した構造調整メカニズム用意など

ii)整理関連の国際協カメカニズム強化

-国際協カ強化のため整理当局の権限確保および国際協カに障害になる法的要因の除去

iii)整理の可能性(resolvability)向上

-すべての金融機関は、各国の整理体系下で円滑に整理されるべきで、各国当局はこのために権限*を保有する必要あり

* 金融機関の法律上、運営上構造を変更させる権限および整理の可能性を考慮して、金融機関の海外進出形態、海外金融機関の国内営業範囲などを決定できる。

- ③より強化された監督:監督当局は明確な任務、監督行為の独立性、適切な資源(resource)を保有
 - これと共に監督当局はストレステスト(stress test)、早期介入(early intervention)等ができる権限を保有
 - このような監督強化案を各国が履行しているかどうか、国際的な評価を実施する。
 - ④核心金融インフラの強化:決済制度、場外派生商品市場のCCP(central counterparty)等、核心金融インフラに対する国際基準改善
 - 場外派生商品関連 G20 勧告事項*の迅速な履行
 - * 場外派生商品取引に対する①標準化、②CCP 利用、③取引情報報告など
 - ⑤各国当局による健全性およびその他手段:流動性追加規制(liquidity surcharge), 巨額与信制限、levy、構造的(structural)方法
- (3) G-SIFI に対する特別な政策体系:G-SIFI を保有した本国当局は G-SIFI に対して次の政策を義務的に遂行する。
- ①共同監視団を通じた危険に対する共同評価(coordinated assessment)
 - ②個別 G-SIFI に対する(firm-specific)義務的な回復整理計画(recovery and resolution plan, living will)用意および危機管理グループを通じた危機対応協力協約(crisis cooperation agreement)の締結
 - ③個別国の G-SIFI 政策の効果性に対して Peer Review Council*の相互点検を実施
 - * FSB が G-SIFI 政策の相互点検のために別に構成する高位級委員会

2. 作業手続きおよび履行時期(work process and timeline)

- (1) (G-SIFI 識別) FSB、BCBS など関連国際機関は G-SIFI 勧告を適用する金融機関を 2011 年中盤までに指定。
- 2012 年末、各国の G-SIFI 政策に対する最初相互評価を実施。
- (2) (損失吸収能力関連) FSB、BCBS などは 2011 年末まで損失吸収能力強化水準とこれを達成するための手段を用意。
- (3) (整理力量強化) FSB 加盟国は、2011 年末まで自国の整理体系強化のために必要な措置を識別して FSB に提出。
- FSB は 2012 年各国の整理制度の効果性に対する相互評価を実施。
- (4) (監督強化) 2011 年末まで FSB 監督強化原則*の履行状況を点検。
- * FSB はソウル首脳会議に SIFI 監督強化のための原則を見て
- (5) (金融インフラ強化) 2011 年末まで決済制度、場外派生商品など核心金融インフラに対する国際基準の改善を完了。

Ⅲ. 国際金融機関の改革

1. ソウル首脳会議の成果

◇ピッツバーグ首脳会議の合意水準以上で IMF クォータおよび支配構造改革方案に合意した。

(1) (クォータ改革) 過小代表国 (6.2%)、躍動的な新興開発途上国 (6.0%) へ 6%以上クォータ移転(ピッツバーグ合意事項の 5%超過達成)

* G20 は 2012 年 10 月 IMF/世銀年次総会までにクォータ移転を履行するよう約束

** BRICs がクォータ比重上位 10 カ国に含まれる

○IMF 設立以後最大の 100%クォータ増額

○クォータ公式は 2013 年 1 月までに改善することにして、次期クォータ調整は 2014 年 1 月までに実施することによって、新興国の地位が持続的に強化されると予想

(2) (支配構造改革) 新興開発途上国の代表性拡大のため理事会再構成で合意

○現行理事数 (24) を維持するものの、先進欧州の理事職 2 つを削減して新興開発途上国に譲る予定。

2. 成果に対する評価

(1) IMF 歴史上最も画期的な改革

○1945 年 IMF 設立以後、最大規模のクォータ増額 (100%) および新興開発途上国へのクォータ移転。

(2) G20 の信頼性確認

○IMF 改革の複雑さおよび国家利害対立などにより、合意捻出の可否に対する内外の疑問があったが、これを克服してピッツバーグ合意水準以上の成果を導出した。

(3) 議長国の調整力を内外に誇示

○ピッツバーグでは“最小 5%クォータ移転”が首脳会議合意で導出されたが、

-今回は韓国の調整・仲裁を土台に、ソウル首脳会議以前の慶州財務長官会議で妥結

○特に交渉に参加した G20 国家が最終交渉結果および過程に対して満足感を表わした (win-win)。

(4) 実利確保

○非 G8 国家で初の議長国として、IMF の新興開発途上国の発言権および代表性を向上でき、韓国のクォータおよび順位上昇 (18 位→16 位、1.41% →約 1.80%)

3. これまでの協議過程

□最高位級から長官・次官級、実務級に至るまで主要会議などで面談、テレビ会議、電話会議など随時進めた。

○李大統領は進行状況の報告を受け、交渉の全過程を指揮した。

- ・ 9 月企画財政部次官に主要国(米国、ドイツ、フランス、ロシア)歴訪を指示
- ・ 10 月 4~5 日 ASEM 首脳会議で、欧州主要国などに協力要請
- ・ IMF 総裁と 2 回(7 月、10 月)直接会って協議
- ・ 10 月 22 日慶州を訪問して、IMF 改革など核心課題に対する妥結の必要性を強調

○実務的にも米国、中国、フランス、ドイツ、ブラジルなど核心国と随時連絡が可能な体制を用意して主要事項を協議

- ・ 9 月企画財政部次官の主要国(米国、ドイツ、フランス、ロシア)歴訪後、調停案を IMF に提示し、最終妥協案に相当部分を反映
- ・ 毎月 1~2 回以上 IMF、主要国と画像および電話協議進行
- ・ 10 月妥結まで毎週 1~2 回 IMF、主要国と画像および電話協議等を通して共同調停案を調整
- ・ 慶州では公式会議とは別に 4 回核心国長官会議の全過程を IMF 側と協議しながら最終妥結へと誘導

4. 国内および世界経済に及ぼす影響

- (国内)直接的には韓国の IMF クォータおよび順位上昇(1.4→1.8%、18→16 位)で、187 グローバルメンバーシップを持った代表的国際機関での地位向上。
- 間接的には各国の利害関係がからまった協議過程で、韓国が主導権を持って調整・仲裁の役割を遂行するなどリーダーシップを発揮した。
 - ⇒ 今後類似の交渉時には、もう少し積極的な役割を遂行することができる力量および自信を確保
- (世界)新興国の変化した経済力の比重を IMF 支配構造に反映させた。
- 先進国に偏った支配構造と批判を受けた IMF が新興開発途上国の代表性を反映することによって正当性を向上。
 - ⇒ 今後、国際金融市場安定および世界経済成長の安定的支援役割を遂行するうえで適合した組織に進化
- 支配構造改革と財源拡充により、IMF が遂行できる役割の水準も一層高まると期待。
 - ⇒ 今後、危機予防のため監視活動強化、グローバル金融安全網を包括する国際通貨体制の強化を深く議論できる契機を用意

IV. グローバル金融安全網

1. これまでの成果

- ◇自己責任でない外部衝撃により、外貨が急激に流出する流動性危機を防止するため国

際的安全網を構築。

(1) 特定国で流動性不足が憂慮される時、IMF が先制的にクレジットラインを開設する制度を強化

- ①優良国に条件と限度なしに資金を支援する弾力貸出制度(FCL)の活用度を向上
- ②FCL 対象には至らないが、健全な国家のため若干の条件だけ甘くて資金を支援する予防貸出制度(PCL)を新設 ⇒ 金融安全網の恩恵国家を大幅拡大

(2) 世界的規模の危機に対応するため国際協力強化

- ①同じ衝撃に直面した国に同時に先制的に流動性を供給する制度(mutl-country FCLs)を用意

⇒ 烙印効果(stigma)の憂慮から IMF 資金支援要請を迷って、危機対応のタイミングを逃すことを防止(first-mover problem 解消)

- ②システム危機対応力を強化するための制度的装置(structured approach)を持続的に模索していくことで合意した。

(3) チェンマイイニシアチブ(CMIM)等、地域安全網(RFA)とIMF 協力基盤を構築。

○両者の協力を通じてシナジーを向上して、地域安全網の危機予防力を強化していくことで合意

⇒ IMF に対する反感を持っていたアジア諸国が、開放された姿勢で IMF と協力を模索する契機

2. 成果に対する評価

(1) 危機の原因に対する国際社会の認識変化を誘導し、グローバル金融安全網の必要性に対する共感を形成。

・新興国の危機は自らが間違っていたため	韓国の 説得⇒	・健全な国家も外的要因だけで危機を体験
・資金支援で厳格な構造調整要件などを賦課		・一時的流動性不足を緩和する安全網が必要

※ Global Financial Safety Nets という用語も韓国が提示した。

(2) 韓国は議長国としてリーダーシップを発揮し、新興開発途上国と先進国のかけ橋の役割を積極的に遂行した。

○PCL:事実上、韓国の利益とは関係がないが、FCL の条件を満足させることができない大部分の新興開発途上国のために積極的に推進した。

○システム危機対応:段階的で現実的な接近*を通じて、モラルハザードなどを理由で否定的だった先進国(ドイツなど)を説得

* 比較的反対が少ない FCL、PCL などをまず推進し、これを土台に同時多発的 FCL に対する合意を導出した。

ORFA-IMF 協力: IMF 救済金融を共に受けた経験を土台に、IMF との協力を冷笑的だったアジアを説得した。

※ 10 年前 IMF の苛酷な救済金融で困難を経験した韓国が、IMF の主要貸出制度改善を主導→韓国の変った地位を証明

(3) 韓国が議長国から退いた後にも、グローバル金融安全網が G20 の主要議題として議論されることができ基盤づくり

○今年中の議論に限定される一回限りのものではなく、国際通貨体制 (IMS) の主要部分で来年以後も議論することで合意した。

3. 協議過程: 段階的戦略下に推進

(1) 議題化の段階: グローバル金融安全網の強化の必要性を説得

○李大統領が 1 月、ダボスフォーラム演説でグローバル金融安全網をソウル首脳会議主要議題で扱うと表明した。

○2 月、専門家グループを設置して、韓国は英国と共同議長として議論を主導。

○4 月、長官会議で共同宣言文に反映して公式議題化に成功。

○5 月末、韓国提案と主要課題に対する FAQ を各国政府・主要報道機関・学界など国際金融界のオピニオンリーダーなどに説明し、雰囲気づくり。

⇒ 6 月トロント首脳会議で金融安全網の推進合意

(2) 1 段階成果推進: IMF の予防的クレジットライン開設制度の改善

○4 月初め、IMF の最初の報告書が回覧された時、大部分の先進国理事はさらに議論する価値もないという否定的反応。

-各チャネルを通じて、単純な IMF の提案でなく、韓国が G20 議長国として推進するイニシアチブであることを強調し、消極的だった国が真剣な姿勢に転換

○6 月末、IMF の改善案に対する理事会直前に米国、ドイツなどが財源問題などを取り上げブレーキ。

-米国との高位級協議を通じて憂慮事項を解決し、米国側の支持を確保することによってドイツなどの反対を克服

⇒ 8 月末、IMF の予防的貸出制度改善案が理事会を通過

(3) 2 段階追加案協議

○(システム危機対応) ドイツなど一部先進国は、追加案は既存制度の成果検証を先行させるべきで反対

-李大統領の G20 首脳との電話、企画財政部長官の欧州・米国等主要国歴訪等を通して反対国を説得

-同時多発的 FCL についても一部の国が憂慮を表明すると、すぐに各国へ書簡を発送、面談等を通じて説得

○(RFA-IMF 協力) 9 月末 ASEAN+3 実務会議に IMF 関係者を招待し、IMF・CMIM 協力に

対する友好的雰囲気づくり

※アジア危機経験で IMF との協力を冷笑的だった国家の態度変化を誘導

- 10 月初め、RFA 関係者と IMF でセミナーを開催して、協力案に対する議論開始

※多くの参加者が IMF と主要地域協定関係者が集まって協力案を議論した最初の会議という点を高く評価し、持続的議論を要請した。

⇒ 11 月首脳会議で、追加案用意で合意

4. 国内および世界経済に及ぼす影響

(1) 急激な資本輸出入変動に対する国際的対応能力の強化

○世界経済の統合が深化する状況で、各国が経済開放を維持しながら安定した繁栄を達成できるように助ける。

○特に新興開発途上国に对外危険要因を緩和できるようにし、開放経済モデルを通じた成長を追求できるように誘導

(2) 世界経済と国際金融市場の安定を通じて、対外依存度が高い韓国経済の安定を企てられる効果を期待。

V. 開発

1. ソウル首脳会議の成果

(1) ソウル首脳会議で、初めて開発が G20 の主要アジェンダの一つで扱われた。

○G20 がメンバー国だけでなく、170 余の非メンバー国、特に開発途上国の主要関心事項を扱い、国際社会で責任ある役割を遂行して、“危機を越えてともに成長”できる基盤づくり。

(2) G20 開発議論の基本憲章となる“ともに成長するためのソウル開発コンセンサス (Seoul Development Consensus for Shared Growth)”を採択

○G20 開発の議論の方向と原則を提示: 開発途上国の力量培養を通じた経済成長に焦点 - 制度改善を通じて、開発途上国成長の障害要因を解消するなど、具体的成果を指向、民間分野の参加と革新を促進など

○開発途上国、特に低所得国の持続可能な経済成長と復原力を向上させる最も重要な 9 分野を選定

- | |
|--------------------------------|
| ①インフラ |
| ②人的資源開発 |
| ③貿易 |
| ④民間投資および雇用創出 |
| ⑤食糧安保 |
| ⑥成長復原力(growth with resilience) |

- ⑦国内開発財源の拡充
- ⑧金融疎外階層の包容 (financial inclusion)
- ⑨開発経験共有 (knowledge sharing)

(3) 開発“複数年行動計画 (Multi-Year Action Plans)”を採択

○インフラ、人的資源開発など 9 分野で履行主体と期間を明示した具体的で履行可能な課題を提示。

- ・ インフラ投資に対する制度的制約の克服と投資財源の拡大
- ・ 開発途上国労働者の就職機会拡大と生産性向上のための職業技術開発
- ・ 貿易を通じた成長を支援するため開発途上国の貿易力量改善
- ・ 開発途上国の雇用および域内付加価値を創出する民間投資の促進
- ・ 食糧安保公約の履行および食糧価格変動の緩和
- ・ 経済危機対応と復原力 (resilience) 向上のため社会安全網強化
- ・ 送金費用引下げおよび担税力培養を通じた開発途上国の開発財源の拡充
- ・ 多様な開発経験を共有して開発途上国の実情に合うように適用
- ・ 中小企業など金融疎外階層の金融アクセスの改善

2. 成果に対する評価

(1) 開発を G20 の主要議題に導入して、ソウルコンセンサスと複数年行動計画など成果導出で韓国が主導的役割。

○韓国が南アフリカと開発実務グループ (Working Group) 共同議長を遂行し、リーダーシップを発揮した。

○最貧国から OECD 開発援助委員会 (DAC) 加盟国へと発展した成功的開発経験を土台に、国際開発議論で先進国と開発途上国のかけ橋として韓国の貢献を強化。

(2) 国際開発議論の新しい主要行為者として登場した G20 の固有な役割を確保

○先進国の財政健全性悪化によって援助拡大が難しい状況にあり、開発途上国の力量を強化して成長潜在力を向上し、自立できるよう支援することによって、開発目標達成のため開発途上国自らの能力を強化。

○開発に成功した国々が“魚を捉えた方法”を参考にするものの、画一的接近 (one-size-fits-all) でなく、

- 国別固有な状況に符合する開発政策推進を支援して、“該当開発途上国では、魚をどのように捉えることができるのか”を共に模索する役割を遂行

3. これまでの協議過程

(1) 国連や G8 等で開発を扱っているのに G20 で重複して議論する必要性に対して否定的見解があったが、

- 先進国と新興国が参加する G20 の比較優位を活用し、付加価値を創出できるという点を説得。
 - G20 が保健など MDG で扱う議題に対して、G8 とともに開発財源を公約するなどの方法を繰り返すよりは、
 - 韓国が高速道路を建設し、KDI を設立し開発に成功したように開発途上国の経済成長の障害要因を除去し、成長潜在力を拡充することに重点を置いて、
 - 援助など既存開発議論を補完してシナジーを強化
- (2) トロント首脳会議(6月)で、開発の G20 議題化に合意
- 開発実務グループを設置し、ソウル首脳会議で採択する複数年行動計画を用意との明確な指針を付与した。
- (3) 7 月から短期間内に集中的な協議を経て、ソウル開発コンセンサスおよび複数年行動計画を作成。
- メンバー国・国際機関から 100 余りの具体提案を受付
 - インフラの場合、15 カ国が提案するなど高い関心
- 分野別に優先順位が高い提案を選別して、類似の提案を統合して約 20 の行動計画を選定した。
- (4) このような過程で、開発問題当事国の開発途上国と市民社会の関心事項を反映するため積極的に努力した。
- 国連、アフリカ、アジア、中南米などでのアウトリーチ活動により G20 開発議題の議論を説明して開発途上国の立場を積極的に収斂させた。
- 国連など国際機関と世界銀行など多国間開発銀行、マラウィ、エチオピアなどアフリカ 2 カ国を含む 5 つの非メンバー国も G20 開発実務グループ会議に招待した。
- 国際開発コンファレンス、市民社会との対話等を通して NGO、学界などの関心事項を反映させた。

4. 国内および世界経済に及ぼす影響

- (1) 韓国の成功的開発経験に対する関心が一層高まって、韓国と開発途上国との経済・開発協力機会の拡大を期待。
- (2) 国際援助とともに開発途上国の経済成長を通じて開発格差を解消し、MDG など国際開発目標達成に貢献。
- (3) 開発途上国の成長による消費増大は、新しい総需要創出を通じて先進国も被益、グローバル不均衡の緩和と世界経済の持続可能な成長に貢献。
- 世界経済成長の動力としての開発途上国の役割を強化。
- (4) 危機克服以後にも G20 の役割が拡大・強化されるようにし、グローバル経済ガバナンス体制としての G20 の役割強化。
- 国際舞台で G20 メンバーとして韓国の貢献と役割も強化。

VI. 金融疎外階層の包容

1. ソウル首脳会議の成果

- 低所得層家計と中小企業の金融サービスに対するアクセス可能性を拡大するための基盤づくり
- (グローバルパートナーシップ)金融疎外階層包容のため G20 および非 G20 国、国際機関、民間団体の有機的なネットワークを設立。
- (中小企業資金支援大会)中小企業に対する資金支援を拡大するうえで貢献した民間部門の政策事例を公募して優秀事例(14)を選定。
- (中小企業資金支援革新基金)中期資金支援大会の優秀事例が広がるように、資金を支援するファンドを設置。
- (金融疎外階層包容アクションプラン)トロント首脳会議で発表した革新的金融サービス拡散のための原則を G20 が具体的に実行するための行動計画を用意した。

2. 成果に対する評価

- 金融疎外階層包容に対する国際的な関心と支持を確保し、効率的なグローバル政策共同歩調の基盤を用意。
- グローバルパートナーシップ設立を通じて議論の外縁を拡大し、新しい履行機構を確保し、G20 に定期的に報告するようにすることで G20 金融疎外階層包容の議論を制度化。
- 中小企業資金支援大会および資金支援基金用意を通じて、中小企業資金支援の重要性に対する関心を高め、開発途上国に効果的な支援モデルを伝播するのに貢献。

3. これまでの協議過程

- (1) (第 1 次専門家グループ会議：2009 年 12 月)金融疎外階層包容専門家グループを発足して運営方案および今後作業計画を確定。
※韓国提案で中小企業支援が明示的な課題に追加
 - (2) (第 2 次専門家グループ会議：2010 年 5 月)革新的な金融サービス拡散のための原則に合意した。
 - (3) (専門家グループ共同議長国および主要国際機構調整会議：2010 年 7 月)ソウル首脳会議の主要成果に対する総合的青写真と作業計画を提示した。
※韓国が構想していたグローバルパートナーシップ設立を公論化
 - (4) (第 3 次専門家グループ会議(2010 年 9 月)ソウル首脳会議の主要成果確定。
- 関連機関および財団など*が参加してグローバルパートナーシップ財政支援など積極的的支持および参加意思を表明した。
- * 国際機関 (AFI, 世銀, OECD, WEF)、金融規制機関 (BCBS)、民間 (ゲイツ財団)、オラン

ダ・マクシマ皇太子妃(国連・金融包容性広報大使)等

4. 国内および世界経済に及ぼす影響

- 貧困削減および開発途上国の民間経済活性化に貢献することにより、世界経済の成長軸を多極化して、強く持続的でありバランスが取れた成長を達成するのに貢献
- 貧困層が金融サービスを受けられるようにすることにより、経済活動誘引を提供、窮極的に所得増加および生活の質改善に貢献。
- 中小企業の企業活動を可能にすることによって、雇用創出・家計所得増大など開発途上国の民間経済活性化の基盤を用意した。
- 金融疎外階層包容関連の国際議論において、韓国の指導力および影響力確保基盤づくり
- 新設のグローバルパートナーシップ共同議長資格の獲得が無難な展望。

<参考：金融疎外階層包容のためのグローバル パートナーシップ設立>

1. 概念および機能

- (概念) 金融疎外階層包容関連 G20 および非 G20 国家政策担当者、主要国際機関、民間団体を有機的に連結したネットワーク
- 金融疎外階層包容関連すべての課題を包括する Premier forum
- (機能) 国際的政策共同歩調が必要な金融疎外階層包容関連のグローバルイシューを推進
- ソウル首脳会議で合意した金融疎外階層包容行動計画を履行することにより、G20 議題と関係性確保
- 金融アクセス測定のためのデータ改善、金融疎外階層包容の目標設定を望む国のための方法論開発

2. 参加機関

□グローバルパートナーシップのスタート時、次の主要利害関係者が参加する予定。

〈参加予想機関および団体〉

- ・ G20 および非 20 国家
- ・ 国際機関：WBG, ADB, AfDB, IADB, ILO, OECD, UN, WEF (World Economic Forum), WSBI (World Savings Bank Institute) 等
- ・ 基準制定機関：BCBS, IAIS, IADI, FATF など
- ・ 民間機関：Grameen Foundation, Bill & Melinda Gates Foundation, Rockefeller Foundation など
- ・ Bilateral Donors：USAID, AUSAID, BMZ など

3. 今後の推進計画

□ AFI, CGAP, IFC*が実務的な運営を担当して事務局で機能

* Alliance for Financial Inclusion, Consultative Group to Assist the Poor, International Finance Corporation

□定款、支配構造などを具体化して発足行事開催

VII. エネルギー

1. ソウル首脳会議の成果

(1) (化石燃料補助金) 来年フランス首脳会議で、トロントで提出*した国別改善計画履行経過を点検することで合意した。

* G20 メンバーが石炭、石油、ガスなど化石燃料の生産または消費に支給される補助金の改善計画を提出

(2) (エネルギー価格変動性) ピッツバーグ首脳会議合意*を具体化

* 石油価格の急激な変動に対応するための協力の基本枠組み合意

○①石油市場情報の質的改善案用意、②産油国・消費国の中長期石油展望調整、③金融市場の透明性および規制改善案用意に合意。

○ソウル首脳会議以後、石油の他に石炭、ガスなど他の化石燃料の価格変動対応案も論議することで合意。

(3) (海洋環境保護) 実務グループを通じて進行された国際規制の点検結果を確認して、模範事例の共有作業を持続するように合意。

* トロント首脳会議で、メキシコ湾原油流出事故を契機に石油ボーリングおよび海上運送による海洋原油事故予防および処理に関する模範事例の共有で合意

2. 成果に対する評価

- (1) (化石燃料補助金)化石燃料依存度減少という中長期的目標達成のため初めての段階と評価。
- 低所得層支援と関連した政治的敏感性により合意に困難が予想されたが、各国の条件に合うように自発的に計画を樹立するようにし、多くのメンバーがこれに参加。
- (2) (エネルギー価格変動性)原油価格の急激な変動が経済回復に及ぼす否定的影響に対応するため土台づくり
- トロント首脳会議で同議題が議論されず、ややもするとモメンタムを喪失することとなったが、韓国とフランス主導によりソウル首脳会議で議論して具体的な合意へ。
- (3) (海洋環境保護)海洋原油流出、特に石油ボーリングで発生可能な事故の予防と処理のための国際協力体系が不備であり、G20 でこれを点検する作業を進める。

3. これまでの協議過程

- 7月、シェルパ会議でエネルギー分野3議題をエネルギー専門家グループを通じて推進することで合意した。
- トロント首脳会議後、化石燃料補助金と海洋環境保護の他、エネルギー価格変動性も議題化で合意した。
- 各主題別担当国* 主導で電話会議等を通じて、ソウル首脳会議推進目標に対する実務協議を進めた。
 - * 化石燃料補助金(米国)、エネルギー価格変動性(フランス、韓国)、海洋環境保護(ロシア、ブラジル、トルコ)
- ①化石燃料補助金:米国は国際機関が国別履行計画を客観的に評価することを提案したが、
 - 韓国を含む多数のメンバーの主張で、各国主導で履行するという原則を再確認
- ②エネルギー価格変動性:実物市場では産油国のサウジが、金融市場では英国、カナダなどが消極的立場を堅持して困難があったが、
 - 韓国とフランスの積極的な調整で合意導出
- ③海洋環境保護:ロシアは国際規制を改善するため議論を進めることを主張したが、
 - 米国、英国、カナダなど多数の国は模範事例共有に焦点を合わせることを希望し、今後の推進方向はソウル首脳会議後に議論することに決定。
- 10月、シェルパ会議および財務長官会議でソウル首脳会議の推進目標で合意した。

4. 国内および世界経済に及ぼす影響

- (1) (化石燃料補助金)化石燃料需要と温室ガス排出を低減し、気候変動への対処で貢献。
 - * 2020年まで化石燃料消費者補助金を撤廃すると、排出展望値(BAU)に比し1次エネルギー需要5%、炭素排出5.8%低減(国際エネルギー機関)

(2) (エネルギー価格変動性) エネルギー価格の急変動を緩和し、原油価格急騰が微弱な経済回復傾向に打撃を与える可能性

○過度に安い原油価格が必須投資を阻害し、エネルギー源多角化に否定的な影響を招く可能性を防止。

※特に韓国は石油純輸入国としてエネルギー価格の安定確保の必要性が切実

(3) (海洋環境保護) 国際協力体制強化を通じて、海洋原油流出事故発生時による莫大な被害*を減少

* 2010年4月米国、メキシコ湾石油ボーリング船爆発事故の場合、直接的被害 200億ドルと推定され、環境被害・観光産業被害・漁業権被害などを含む被害は1,000億ドルと推定

VIII. 貿易

1. ソウル首脳会議の成果

(1) 保護主義を阻止するため国際協力で合意

○2013年まで新しい貿易・投資障壁設置または、輸出制限措置を凍結(standstill)*することにした約束を再確認。

* ワシントン(2008年11月)で李大統領の提案で合意した以後、ロンドン(2009年4月)、ピッツバーグ(2009年9月)、トロント(2010年6月)で2013年まで延長

○保護主義措置の原状回復などすべての形態の保護主義を排撃することに合意

(2) DDA交渉* 進展など貿易自由化に貢献

* ドーハ開発アジェンダ交渉:WTOスタート後、最初の多国間市場開放交渉(2001年11月カタール、ドーハでスタート)

○膠着状態*に陥っている DDA 交渉を早期に妥結するため積極的な意志を表明。

* 農産物および工業製品関税引下げ、補助金縮小、サービス市場自由化などに対して先進国と開発途上国の立場の違いで9年目の交渉が進行中

○詰めの交渉を積極的に展開するため、すべての分野にわたって交渉を加速化することで合意。

2. 成果に対する評価

(1) 国際協力を通じて保護主義阻止成果を上げたスタンドスティル約束を持続することによって、世界経済回復に貢献と予想。

○世界貿易機関(WTO)保護主義モニタリング報告書もスタンドスティル措置が保護主義阻止に貢献したと評価

(2) 2011年が DDA 交渉進展のため重要な機会であり、意義ある進展を成し遂げられるよう、すべての分野にわたった積極的交渉を指示した。

○交渉を仕上げ段階に進入させるようにする必要性にも共感

3. これまでの協議過程

□韓国は保護主義阻止のためにスタンズスタイルを主導的に提案するなど、リーダーシップを発揮した。

□また、議長国としてメンバー間の立場調整を通じて、DDA 交渉進展のため一歩進んだ文案合意導出に貢献した。

○先進国・開発途上国の立場対立を調整しようと努力した。

4. 国内および世界経済に及ぼす影響

(1) 保護貿易主義阻止: 世界貿易および投資自由化を通じて景気回復を強固にし、中長期的に経済成長および雇用創出に貢献

○景気回復、雇用などが安定化されない場合、いつでも保護主義に復帰することがあるので持続的な対応努力が切実

(2) DDA 交渉妥結: 追加的な市場開放を通じて世界的経済成長に貢献することと予想

○追加的な財政支出なしで景気回復を助けられ、保護主義阻止にも貢献

* DDA 交渉が妥結すると、全世界の輸出と GDP が 2,804 億ドル、2 兆 8278 億ドル増加と予想 (現在の協議案基準、米ピーターソン国際経済研究所)

* 現協議案の価値を関税と推定時 1,500~5,000 億ドル水準 (ラミー-WTO 事務総長)

IX. 反腐敗

1. ソウル首脳会議の成果

□反腐敗国際協力のための行動計画に合意

○G20 反腐敗実務グループが用意した行動計画*を承認し、行動計画履行に対する進展現況を毎年報告する。

*国連反腐敗協約(UNCAC)の早急な批准および完全な履行、OECD わいろ防止協約関連議論開始、民間の反腐敗努力参加など

2. 成果に対する評価

□ G20 の反腐敗分野リーダーシップ発揮

○世界の経済成長と発展に重要な影響を及ぼす腐敗を防止、清算するための具体的な行動計画を樹立。

3. これまでの協議過程

- トロント首脳会議の合意により G20 反腐敗実務グループを設置し、2010 年 10 月同実務グループは『G20 反腐敗行動計画』をシェルパ会議に提出した。
- 韓国は首脳会議議長国であり、反腐敗分野の先導国家として先進国・開発途上国間の立場調整に努力した。

4. 国内および世界経済に及ぼす影響

- 反腐敗拡散を通じて世界経済成長および開発に貢献
- 公正競争環境を確立し、韓国企業の海外事業での競争力強化に貢献

X. ビジネス サミット

1. 主要成果

- 危機以後の経済成長を議論するため、世界で最も影響力あるグローバル企業経営者が 1 ヶ所に集まるソウル G20 ビジネス サミットを開催(2010 年 11 月 10~11 日)した。
- 最高位級・最大規模のビジネスフォーラムを開催
- ロイヤル・ダッチ・シェル、ネスレなど業種別世界の大企業 19 社、ウミコアなど国別代表企業 23 社など 34 ヶ国 120 社が参加した類例がない最高位級ビジネスフォーラム
- 参加企業の平均売上額は 439 億ドル、平均資産 3,410 億ドル、平均年齢 73 歳、平均社員数 10 万人で、類似のビジネスサミットでは史上最大規模
- G20 首脳会議の一環で開催され、12 人の G20 首脳*が参加し、9 人は 60 分間主題別ラウンドテーブルに出席した。
 - * 韓国、ドイツ、英国(以上総会)、南アフリカ、ロシア、日本、スペイン、オーストラリア、アルゼンチン、メキシコ、トルコ、EU(以上ラウンドテーブル)等 12 人-李大統領は開幕総会に出席、基調演説およびパネル討論に出席
- G20 首脳宣言に初めてビジネスサミットに対する歓迎および持続開催を支持する内容を反映
- グリーン成長、民間投資拡大を通じた開発格差解消など、ビジネスサミットの主要勧告事項が首脳宣言に反映された。

2. 成果に対する評価

- 政府主導の危機克服および持続可能成長議論に、民間の参加を触発する契機を用意
- 国家間政策協力を通じて前代未聞の世界経済・金融危機を克服してきたが、強くて持続可能な成長のためには民間の参加が必須
- 主要人物は特に企業家の参加プロセスに対して“コリアイニシアチブ”で歴史的な業

績と高く評価(クラス・シュワブ(WEF)、ピーター・プラベク(ネスレ)等)

□世界経済回復のため G20 に対する認識の格差を狭める契機を用意

○企業家がビジネスサミットのプロセスを通じて世界経済懸案を討議し、G20 首脳と対話

【主要首脳発言】

◆李大統領：ビジネスが G20 参加を望むよりも、G20 がより一層ビジネスサミットの開催を望むだろう。

◆英国首脳：G20 での色々な議論が企業の投資と雇用につながらなければ効果がない。世界経済成長を導く人は企業家であり、G20 首脳が企業の声を傾聴するのは当然だ。

◆オーストラリア首脳：G20 でビジネスサミットが開催されるのを新しい構想で、企業の意見を聞くことができるという点で重要性が大きい。

【主要企業家発言】

◆エンゲル：グリーン成長は一つ問題に対する二十種類の解決法、二十種類他の状況に適用可能な一つの解決法が皆必要だ。このような努力がソウル G20 ビジネスサミットで始まった。

◆バレンベリー：貿易・投資、金融、グリーン成長、企業の社会的責任に対する議論が実質的な動きにつながるのか評価する成績表を作ろう。

3. 進行過程

(1) その他の経済イベントとは違い、一回だけ行事でなく一連の準備過程を経たプロセスで進行

○出席 CEO は 7 月から 4 主題別*に 12 のワーキンググループに参加して、持続可能な成長のために重要な主題について議論し報告書を作成。

* 貿易・投資、グリーン成長、金融、企業の社会的責任など

○このような過程を通じて、11 月初め持続可能な成長のための企業家決議と G20 に対する勧告事項を完成。

(2) 10 月、慶州財務長官会議でビジネスサミットのワーキンググループ活動を歓迎。

○ビジネスサミットが G20 の公式プロセスで制度化される基盤を用意。

(3) ビジネスサミットで 12 ワーキンググループ報告書および共同宣言 (Joint Statement) を最終発表

○共同宣言では貿易・投資、金融、グリーン成長、および企業の社会的責任に対する 68 勧告事項を含む

○企業家はワーキンググループ報告書を土台に出席首脳と深みのある議論進行し、首脳は議論結果を首脳会議に反映

(4) G20 首脳宣言の最初にビジネスサミットに対する歓迎および持続開催を支持すると

いう内容を反映

- グリーン成長、民間投資拡大を通じた開発格差解消など、ビジネスサミット主要勧告事項が首脳宣言に反映

4. 国内および世界経済に及ぼす影響

(1) 民間活力導入で危機以後の持続可能な均衡成長に貢献

- 企業家と G20 首脳との討議を通じて、世界経済懸案に対する認識の違いを減らし、G20 で提示される各種改革措置が市場に速かに到着するようにする契機を用意。

(2) G20 に民間参加プロセスを導入することによって、G20 の信頼度と効果を向上させ、G20 が危機管理機構から未来指向的世界経済運営委員会へと切替えるうえで貢献。

- ソウルビジネスサミットに G20 首脳の参加を積極的に誘導することによって、民官協力を土台としたグローバル経済ガバナンスモデルを提示した。

(3) ビジネスサミット開催後、1 対 1 ビジネスミーティングを通じて、普段会いにくかった世界最高企業家の間でビジネス機会浮上。

※韓国企業の海外企業との個別ミーティング結果は、今後組織委で発表予定。